

お米の流通のための制度 米トレーサビリティ法！

米、もち、米菓、だんごなどを生産、製造、販売、提供（外食店舗などを含む）を行う場合には、取引の記録と産地情報の伝達が義務付けられています。

取引記録の作成・保存

仕入または販売伝票などに記録が必要な事項（品名・産地・数量・年月日・取引先・自店舗名など）が記載されていることを確認し、3年間（米飯類は3カ月間）の保存してください。

産地情報の伝達

商品の包装容器または納品書などに、使用している原料米などの産地を国産、〇〇県産などと記載してください。外食店で米飯類を提供する場合は、店内の見えやすい場所にポップなどを用いて表示し、使用している米の産地を消費者に伝達する必要があります。詳細は農林水産省ホームページをご覧ください。

問 中国四国農政局広島拠点
消費・安全チーム

米トレーサビリティ制度がスタート！



(082) 228・9552
広島県農林水産局農業技術課
(082) 513・3586